



# 不妊治療支援事業のご案内

野木町では医療機関で行う保険診療適用外の体外受精・顕微授精・人工授精を受けた夫婦に対して、不妊治療に要する費用の一部を助成します。

## 【対象者】

補助金の交付の対象となる夫婦（婚姻届出をしているものに限る。）は、国内の医療機関で不妊治療を受けた方（夫婦の双方が不妊治療を受けたときは、夫婦の一方とする。）で、次の全てに該当する方

- ① 婚姻していること。（同一世帯であること。）
- ② 不妊治療を受けた者及びその配偶者が申請の日まで引き続き1年以上、町の住民基本台帳に記録されていること。
- ③ 医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること
- ④ 野木町税条例及び野木町国民健康保険税条例の規定により課されたすべての町税に滞納がないこと。

## 【補助の内容】

補助対象費用の1/2以内で15万円を限度に1年度につき1回として通算5か年度まで助成します。

ただし、補助対象費用は他の制度や医療保険各法に基づく補助および給付を受けた場合には、その助成額を差し引きます。

## 【申請手続き】

原則として、不妊治療を受けた日の属する年度の翌年度末までに申請してください。治療中で年度を越える場合は、治療終了時を治療を受けた日とします。

【必要書類】 申請先：野木町健康福祉課（保健センター内）

- ① 不妊治療支援事業補助金交付申請書
- ② 戸籍謄本又は全部事項証明
- ③ 野木町不妊治療費受診等証明書（医療機関で記入）
- ④ 医療機関が発行する不妊治療費の領収書のコピー
- ⑤ 他機関による助成決定通知書の写し  
助成費額のわかるもの
- ⑥ 住民基本台帳の記録及び町税の納付状況の確認に係る同意書

お問い合わせ先

野木町役場健康福祉課健康増進係

TEL 0280-57-4171

